（日本語教育の推進に関する法律の一部改正）

第三十三条　日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「難民」を「難民等」に改め、同条中「難民の認定」の下に「又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定」を加える。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十四条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条のうち入管法第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号の改正規定中「第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号」を「第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一条の二の四第一項第八号」に改める。

第四百七十九条第一項中「第六十一条の二の二第一項（第四号」を「第六十一条の二の二第一項（第二号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

（刑訴法等改正法の一部改正）

第三十五条　刑訴法等改正法の一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百四十二条の次に七条を加える改正規定のうち、第三百四十二条の四第一項ただし書中「第四十条」の下に「（入管法第四十四条の四第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「者」の下に「又は入管法第四十四条の二第七項に規定する被監理者」を加え、第三百四十二条の七第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「発付」の下に「又は入管法第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定」を加える。

第三条のうち、入管法第二十三条第一項の改正規定中「九　第六十三条の二第一項」を「十三　第六十三条の二第一項」に改め、同条第三項の改正規定を削り、入管法第六十一条の三第二項の改正規定中「八　第六十三条の二第一項」を「十三　第六十三条の二第一項」に改め、入管法第六十一条の九の三第一項第二号の改正規定を次のように改める。

第六十一条の八の三第一項第二号中「若しくは第五十二条の五」を「、第五十二条の五若しくは第六十三条の二第二項」に改める。

第三条のうち、入管法第七十条第一項の改正規定中「十　第六十三条の二第一項」を「十二　第六十三条の二第一項」に改め、入管法第七十一条の五の改正規定中「四　第六十三条の二第二項」を「五　第六十三条の二第二項」に改め、入管法第七十二条の改正規定中「八　第六十三条の二第一項」を「十二　第六十三条の二第一項」に改め、入管法第七十六条の改正規定を削る。

（デジタル規制改革推進法の一部改正）

第三十六条　デジタル規制改革推進法の一部を次のように改正する。

第二十条のうち入管法第六十一条の九の二第七項の改正規定及び附則第二条第二号中「第六十一条の九の二第七項」を「第六十一条の八の二第七項」に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中「難民の認定」の下に「及び補完的保護対象者の認定」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
防衛大臣　浜田　靖一

良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十七号

良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　基本計画（第八条）
第三章　基本的施策（第九条―第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策（以下「ゲノム医療施策」という。）に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他ゲノム医療施策の基本となる事項を定めることにより、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「ゲノム医療」とは、個人の細胞の核酸を構成する塩基の配列の特性に応じて当該核酸の機能の発揮の特性に応じて当該個人に対して行う医療をいう。

2　この法律において「ゲノム情報」とは、人の細胞の核酸を構成する塩基の配列若しくはその特性又は当該核酸の機能の発揮の特性に関する情報をいう。

（基本理念）

第三条　ゲノム医療施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　ゲノム医療の研究開発及び提供に係る施策を相互の有機的な連携を図りつつ推進することにより、幅広い医療分野における世界最高水準のゲノム医療を実現し、その恵沢を広く国民が享受できるようにすること。

二　ゲノム医療の研究開発及び提供には、子孫に受け継がれ得る遺伝子の操作を伴うものその他の人の尊厳の保持に重大な影響を与える可能性があるものが含まれることに鑑み、その研究開発及び提供の各段階において生命倫理への適切な配慮がなされるようにすること。

三　生まれながらに固有で子孫に受け継がれ得る個人のゲノム情報には、それによって当該個人はもとよりその家族についても将来の健康状態を予測し得る等の特性があることに鑑み、ゲノム医療の研究開発及び提供において得られた当該ゲノム情報の保護が十分に図られるようにするとともに、当該ゲノム情報による不当な差別が行われることのないようにすること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ゲノム医療施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じて、施策を策定し、及び実施する責務を有する。